

愛労発基 0824 第 2 号
平成 29 年 8 月 24 日

各関係団体の長 殿

愛知労働局長



「職場の健康診断実施強化月間」の実施について（協力依頼）

労働基準行政の推進につきまして、平素より格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府が、平成 25 年 6 月に閣議決定した「日本再興戦略」のロードマップにおいて「検診受診率の向上」が目標として掲げられたこと等により、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

当局では、本年度の強化月間の取組として、全国労働衛生週間説明会等あらゆる機会をとらえ、集中的・重点的に周知啓発及び指導を実施することとしておりますので、貴会の機関誌等に別添広報文（案）を参考に記事を掲載していただく等、傘下会員への周知について特段の御配慮をお願いします。

また、機関誌等により周知を行って頂いた場合は、別紙（報告様式）により、当局担当官あて報告していただくよう併せてご依頼いたします。



担当 愛知労働局労働基準部
健康課 大岩
(電話 052-972-0256)

「職場の健康診断実施強化月間」の実施について

○強化月間の趣旨

平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」のロードマップにおいて、「健診受診率の向上」が目標として掲げられました。その達成のため、愛知労働局では、労働安全衛生法に定められた健康診断及び健康診断結果に基づく事後措置の実施を改めて徹底するため、全国労働衛生週間準備期間である 9 月を「職場の健康診断強化月間」として位置付け、集中的・重点的な指導を行っています。

○対象期間

平成 29 年 9 月 1 日～30 日（全国労働衛生週間準備期間）

○取組の内容

1 対象

県内事業場

2 指導の重点事項

- (1) 健康診断の実施、健康診断の結果についての医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）の活用
- (6) 派遣労働者の定期健康診断、特殊健康診断の実施の徹底、派遣労働者の事後措置のための派遣元と派遣先事業者の連携

平成 29 年 月 日

愛知労働局長 殿

団体名

「職場の健康診断実施強化月間」に係る取組結果について

平成 29 年 8 月 24 日付け愛労発基 0824 第 2 号により依頼があった標記の件について、下記のとおり連絡します。

記

月 日	方 法	対 象	対象数

担 当	
愛知労働局健康課	
大 岩	
電 話	052-972-0256
F a x	052-972-8574